

○長崎大学における女性教員の比率向上及び上位職登用に向けた教員選考に関する
要項

平成30年11月16日

学長裁定

改正 平成31年3月29日学長裁定

平成31年4月26日学長裁定

令和2年6月30日学長裁定

令和3年3月26日学長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針（平成29年6月23日教育研究評議会決定）その他の長崎大学（以下「本学」という。）におけるダイバーシティを推進するために定めた目標及び計画に基づき、本学における女性教員の比率の向上及び上位職への登用を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の5までに規定する本部等、同基本規則第33条から第35条まで及び第38条から第40条の11までに規定する教育研究組織並びに同基本規則第46条に規定する学域をいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(対象)

第3条 この要項は、長崎大学教員選考規則（平成16年規則第32号）に基づき行う教員の選考を対象とする。

(各部局の取組事項)

第4条 部局長は、女性教員の比率の向上及び上位職への登用を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 教員を選考するための公募を行う際は、原則として、教員の公募文書に記載する「ポジティブ・アクション」について（平成22年6月25日教育研究評議会決定）に基づきポジティブ・アクションの文言を記載すること。

- (2) 教員の選考を行う場合において、候補者が決定したときは、速やかに、別に定める女性教員比率向上及び上位職登用に向けた教員選考に関するチェックフォームに必要な事項を記入の上、ダイバーシティ推進センターに提出すること。
- (3) 学長又は人事を担当する理事の求めに応じて、教員の選考過程の詳細を説明すること。
- (4) 教員の選考について審議する会議の構成員に対し、女性教員の比率の向上及び上位職への登用について、別に定める教員採用ガイドその他関係資料により意識の啓発を図ること。
- (5) 教員の選考について審議する会議において、女性教員の比率向上及び上位職への登用に向けた具体的な方策を策定し、応募者の多様性を確保するように努めること。
- (6) 長期的な視点から、在籍する女性教員について適正な評価に基づいた上位職への登用を図ること。

(理事の責務)

第5条 人事を担当する理事は、女性教員の比率の向上及び上位職への登用を推進するため、より効果的・効率的な人員配置・登用が実現できるよう、必要に応じて適切な措置を図らなければならない。

(ダイバーシティ推進センター長の責務)

第6条 ダイバーシティ推進センター長は、各部局の女性教員の在籍率及び上位職比率の状況を定期的に確認し、各部局の教員の選考結果並びに女性教員の在籍率及び上位職比率の状況について、必要に応じて教育研究評議会に報告する。

- 2 ダイバーシティ推進センター長は、女性教員の比率の向上及び上位職への登用の推進のために改善が必要な措置については、適宜各部局長と協議する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年3月29日学長裁定)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日学長裁定)

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日学長裁定)

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。